

# 原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月11日 19:03

## 原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月11日16時36分、東京電力(株)福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条1項2号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(注)  
現在のところ、放射性物質による施設の外部への影響は確認されていません。したがって、対象区域内の居住者、滞在者は現時点では直ちに特別な行動を起こす必要はありません。あわてて非難を始める事なく、それぞれの自宅や現在の居場所で待機し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を得るようにしてください。  
繰り返しますが、放射能が現に施設の外に漏れている状態ではありません。落ち着いて情報を得るようにお願いします。

首相官邸 東日本大震災への対応 直近の政府発表  
<http://www.kantei.go.jp/saigai/report.html>

この原子力緊急事態宣言はまだ解除されてません。  
今回はこの原子力緊急事態宣言のおはなし。

まず法律を見ましょう。宣言の中にもある、  
「原子力災害対策特別措置法」の第15条 →[原子力緊急事態宣言について](#)

- 1 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。
  - 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
  - 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
  - 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
  - 二 原子力緊急事態の概要
  - 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

(3項以降省略)

宣言では「15条1項2号」と言ってますから、こっちの方です。  
要するに想定外っということでしょうか。

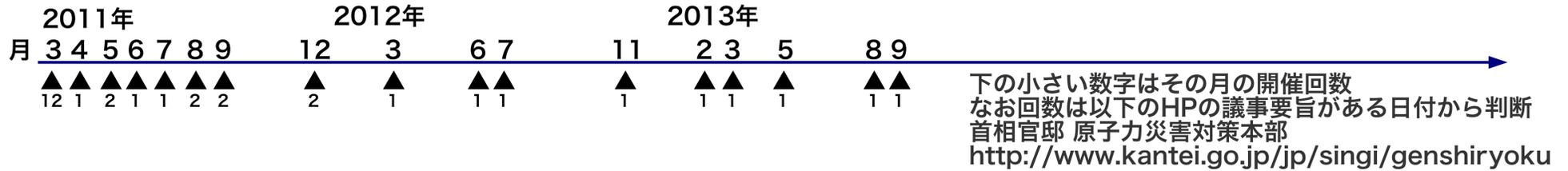
そして、原子力緊急事態宣言が出されました。

## 「原子力災害対策特別措置法」の第16条 →原子力災害対策本部の設置

- 1 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「緊急事態応急対策等」という。）を推進するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

(2項省略)

緊急事態中ですので、当然今でも設置されています。  
会議は下の図のような頻度でおこなわれています。



## 「原子力災害対策特別措置法」の第17条 →原子力災害対策本部のボスは誰？

- 1 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣）をもって充てる。

(2項以降省略)

安倍さんですね。

## 「原子力災害対策特別措置法」の第18条 →原子力災害対策本部は何をするの？

原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。
- 三 原子力災害事後対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する原子力災害事後対策の総合調整に関すること。
- 四 この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

要するにいろんな調整役っていうことでしょうか。  
最近あんまり開催されていないということは調整する必要なし、ということ？

私が注目したいのはこの法律にある国の責務という所です

## 「原子力災害対策特別措置法」の第4条 →国の責務

- 1 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

(2項以降省略)

この責務には何が書いてあるかという？

## 「災害対策基本法」の第2条の2と第3条 →国が遂行しなくてははいけない責務

### 第2条の2

災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### 第3条

- 1 **国は**、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、**組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。**

(2項以降省略)

国は「組織及び機能のすべてを挙げ」る責務があるって法律に書いてあります。  
今、国はこの責務を果たしていません。  
原子力緊急事態中である「今、現在」他の事をやっている場合じゃない！ということです。